平成２４年（フ）第９１０号
愛知県蒲郡市大塚町勝川77―１　レオパレスリバーサイド203、開始決定時の住所名古屋市中川区一色新町３丁目201番地　市営一色荘１棟302号
破産者　誠企画こと　加藤　誠一
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１７号
岐阜市野一色５丁目10番18号　フレグランス浅野102号
破産者　鈴木喜代子
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９９号
名古屋市北区鳩岡町１丁目１番地　アーバンラフレ志賀10棟401号
破産者　伊藤　順子
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７５７号
大阪市淀川区西中島５丁目１番２―1006号
破産者　原　　基
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６２４号
大阪府寝屋川市萱島桜園町２番１―107号、開始決定時大阪府寝屋川市萱島本町11番21号
破産者　ナガイプロセスこと　永井　英雄
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３８号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目13番20号　田村政治方、前住所大阪府八尾市東山本新町５丁目１番23号
破産者　田村　竜也
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６５号
大阪市西区南堀江２丁目４番７―1002号、事業所所在地大阪市中央区南船場４丁目９―12―102
破産者　ルーリオこと　時枝　和生
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６７１号
大阪府吹田市原町１丁目22番７―202号
破産者　森田　勝弘
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６７２号
大阪府吹田市原町１丁目22番７―202号
破産者　森田　良美
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５２号
大阪市淀川区宮原５丁目６―６　新大阪第２ダイヤモンドマンション906号室、住民票上の住所大阪市淀川区東三国３丁目10番３―1105号
破産者　石田修一郎
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１４１号
大阪府東大阪市今米１丁目14番56―502号　サンローズ吉田
破産者　宮本　俊一
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５３号
大阪府守口市寺方元町４丁目７番23―102号
破産者　新開　章三
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０２号
奈良県生駒市東松ケ丘13番23号
破産者　大西　大輔
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０９号
大阪市平野区加美東３丁目６番１―701号
破産者　本田加津子
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９４号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅２棟205号
破産者　木藤しげる
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
大阪府東大阪市稲葉３丁目７番７号、前住所大阪府東大阪市稲葉３丁目７番６号
破産者　中田　直実
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１６５号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番３―1107号
破産者　岡本　　真
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９６号
神戸市長田区海運町４丁目３番３号
破産者　ＳＨＯ　ＤＥＮＫＯＵこと　中村　祥二
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部